

## 裁 決 書

審査請求人 ○○ ○○

処 分 庁 兵庫県尼崎市長

審査請求人（以下「請求人」という。）が平成29年10月12日にした、処分庁尼崎市長（以下「処分庁」という。）による平成29年9月28日付けの請求人に対する公文書部分開示決定に関する処分に係る審査請求（平成29年度審査請求第10号）について、次のとおり裁決する。

なお、上記部分開示決定については、平成29年12月8日付け尼開指第3410号-6公文書部分開示変更決定通知書における変更決定により一部変更されている。

### 主 文

本件審査請求に係る公文書部分開示決定を変更し、次の各号に掲げるとおり部分開示とし、その余の部分は原処分のとおりとする。

- (1) 各階平面図、立面図及び断面図（以下「本件各図面」という。）の不開示とした部分以外の部分全てが有意の情報に当たらないとは認められない。また、1階平面図の部分開示状況を見る限り、他の本件各図面についても、不開示とすべき部分を「容易に区分して除くことができる」といえることから、それらを踏まえた、部分開示とする。
- (2) 「防火水槽協議図」「ゴミ置場詳細図」「集会室」について、これらの図面についても開示するに有意な箇所がなお部分的に存在するため、部分開示とする。

### 事案の概要

- 1 請求人は、平成29年8月14日、尼崎市情報公開条例（平成16年尼崎市条例第47号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、処分庁に対し、公文書開示請求書（以下「本件開示請求書」という。）を提出し、その別紙に掲げる■■跡地（地番：兵庫県尼崎市××町）の開発事業（以下「本件事業」という。）に関する尼崎市住環境整備条例（昭和59年尼崎市条例第44号。以下「整備条例」という。）に係る一切の文書（以下「本件開示請求文書」という。）の開示を請求した。
- 2 処分庁は、本件開示請求文書に該当する文書として、本件事業に関する整備条例第23条の規定

による協議を完了する旨の、尼崎市住環境整備条例施行規則（昭和60年尼崎市規則第61号。以下「整備条例施行規則」という。）第10条第1項の規定に基づき整備条例第23条の規定による開発事業の届出として処分庁に提出された事前協議申請書、同項各号に掲げる添付書類及び当該協議内容を示す書類（以下「本件対象文書」という。）を特定した。

3 処分庁は、本件対象文書に記載された情報のうち、①個人（本市の職員のうち課長級以上の職にある者を除く。）の氏名、住所、電話番号及び印章の印影、②本件事業において建築する共同住宅（以下「本件共同住宅」という。）の各部分の寸法、面積等並びに③本件共同住宅の配置図兼1階平面図に記載された情報（各住戸の設備等の配置等を示す部分に限る。以下同じ。）（以下①②③をまとめて「本件個人情報」という。）については条例第7条第2号に該当するとして、また、①法人印及び法人の代表印の印影並びに②本件共同住宅の各部分の配置、形状、寸法等（以下「配置等」という。）（以下これらを「本件法人情報」という。）については条例第7条第3号に該当するとして、本件個人情報及び本件法人情報を不開示とし、これら不開示とした情報（以下「本件不開示情報」という。）を除いた部分を開示する旨の本件処分を行い、その旨を公文書部分開示決定通知書（平成29年9月28日付け尼開指第3410号-4。以下「本件通知書」という。）により請求人に通知した。

4 平成29年10月5日、本件対象文書のうち、本件共同住宅の各階平面図（平面図のうち、配置図兼1階平面図を除いたものをいう。以下同じ。）、立面図、断面図、防火水槽協議図、ゴミ置場詳細図及び集会室の図面（以下これらを「本件平面図等」という。）以外のものについて、本件不開示情報（本件平面図等に記載された情報を除く。）を黒く塗って見ることができないようにしたものの写しを請求人に対して送付した。

5 請求人は、平成29年10月12日、本件処分に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

6 処分庁は、上記第4項に記載のとおり、請求人に対して送付した文書において、本件不開示情報以外の情報に黒塗り部分が及んだことにより見ることができない部分があったことを認め、平成29年12月8日、当該部分を開示する決定を行い、これを公文書部分開示変更決定通知書（同日付け尼開指第3410号-6）により請求人に通知し、同日、本件対象文書のうち当該部分に含まれるものについて本件不開示情報のみ黒く塗って見ることができないようにしたものの写しを請求人に対して送付した。

#### 審理関係人の主張の要旨

##### 1 請求人の主張

請求人は、概ね次のように主張し、本件処分の取消しを求めている。

##### (1) 「公文書の開示をしない部分」の記載内容について

ア 本件通知書は、「公文書の開示をしない部分及びその理由」を別紙に記載しており、当該別紙の（3）で本件各図面を不開示としているところ、これは各文書の全体が不開示とされた

もので、部分の不開示ではない。よって文書の特定ができていない。

イ 当該別紙（４）では、「各図面に記載される寸法」が不開示部分として記載されているところ、各図面ではどの図面か判断できないから、文書の特定ができていない。また、「各図面に記載される寸法」という記載では、図面の多数の黒塗り部分のうち、どの黒塗り部分がこれに該当するか不明である。

ウ 当該別紙（６）の「防火水槽協議図」と「集会室」の記載は、市民に不服申立ての可否を判断する程度の理由の記載とはいえない。

エ 開示された文書は、黒塗り部分が、開示部分にまで及んでいることにより、開示部分に読めない部分があり、このようにして読めなくなった部分の記載が不開示部分として本件通知書にない。

## (2) 不開示の違法性について

ア 当該別紙（３）記載の本件各図面及び当該別紙（５）記載の求積表に記載の数値が全面不開示とされたが、不動産登記法（平成１６年法律第１２３号）による登記情報の公開により、地積、各階の床面積が登記簿に記載されているから、本件個人情報については、条例第７条第２号アの「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に当たり、また本件法人情報でも、条例第７条第３号アの「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」でないから、全面不開示は誤りである。

イ 当該別紙（６）記載の防火水槽協議図、ゴミ置場詳細図、集会室について、全部不開示とされているところ、これらはいずれも本件共同住宅を販売する際には宣伝として開示されているものが多いから、個人の権利や利益を害するとか、法人等の正当な利益を害するとかはいえない。

ウ 当該別紙（４）各図面に記載される寸法の不開示部分に、県道上の数値も含まれているが、県道は、「個人の財産状況」とは関係がない。また、県道上の数値は、誰もが見ることができるから、開示によって「法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」とはいえない。

## 2 処分庁の主張

処分庁は、概ね次のとおり主張し、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めている。

### (1) 「公文書の開示をしない部分」の記載内容について

ア 本件各図面の各文書については、本件不開示情報が記載された部分を除いた部分に、有意な情報が記録されていないと認められることから、その全部を不開示としたものである。本件通知書及びその当該別紙においては、直接的にこれらの文書の全部を不開示とした旨の記載はないものの、当該別紙にはこれらの文書に不開示情報が含まれていることが示されており、請求人は結果的にその全部が不開示になったということが容易に想像することができるため、この点に係る本件通知書及び当該別紙の記載は、文書の特定が不十分と評価されるほどのものではない。

イ 本件通知書の記載内容のほか、整備条例では、開発事業者は整備条例第２３条の規定による届出に加えて、本件共同住宅のような中高層建築物を建築しようとする場合には同条に基づく協議、整備条例第２７条第１項の規定による表示板の掲出等の手続をすべきことが明ら

かであるし、また、請求人は、過去に何度も条例に基づき整備条例の規定による文書の開示を受けてきていることから、本件処分により請求人に交付された公文書の写しを見れば、本件処分がいかなる公文書を対象としているか及び本件不開示情報がそれぞれどの不開示情報（条例第7条第2号又は第3号に掲げる情報）に該当するか判別することが可能である。

上記の態様、経過等からすれば、本件処分は、文書の特定や不開示の理由の明示が不十分と評価されるほどのものではない。

ウ 「防火水槽協議図」の名称の文書は、防火水槽の各部分の構造、配置、寸法等を示した図面であり、「集会室」の名称の文書は、本件共同住宅の集会室の各部分の構造、配置、寸法等を示した図面である。そして、本件処分の対象となる文書は、整備条例に基づく事前協議制度に関する図書のうち整備条例第23条に規定する届出に関する図書である旨、本件通知書に記載されている。そして、開発事業者は、処分庁に対して、当該届出の際、整備条例施行規則第10条第1項各号に掲げる図書を提出し、その開発事業の内容を明らかにすべきこととされている。したがって、請求人は「防火水槽協議図」及び「集会室」の名称の文書がいかなる内容の文書であるかは容易に想像することができるから、この点に係る本件通知書の当該別紙の記載で、文書の特定が不十分と評価されるほどのものではない。

エ 処分庁が請求人に対して、平成29年10月5日送付した文書において、本件不開示情報以外の情報について、黒塗り部分が及んだことにより、見ることができない部分があったため、同年12月8日、処分庁は、当該部分を開示する決定を行い、その旨を公文書部分開示変更決定通知書（同日付け尼開指第3410号-6）により請求人に通知し、同日、本件対象文書のうち当該部分が含まれるものについて、本件不開示情報のみを黒く塗って見ることができないようにしたものの写しを請求人に対して送付している。

## (2) 不開示の違法性について

ア 本件対象文書のうち本件共同住宅の本件各図面に記載された情報にあつては、各住居の形状、間取り、用途、面積等が判明することによりその居住者又は所有者の財産の状態、私生活をうかがい知ることが可能であることから、条例第7条第2号本文の「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」といえる。

また、本件対象文書の各図面には、本件共同住宅の各部分の構造、配置、寸法等、外観の形状等が記載されている部分があるところ、これらの情報は、共同住宅の建築に関する設計者の技術的ノウハウ等の秘密が含まれている蓋然性があり、これを開示することは本件共同住宅の開発事業者の正当な利益が害されるおそれがある。したがって、本件法人情報については、条例第7条第3号アに該当するため、同号本文に該当する。

なお、本件処分を行う際は、いまだ各階平面図等の情報は登記されていなかったことに加え、本件共同住宅はいまだ完成しておらず、外観等も明らかになつていなかった。また、工事の進捗状況等に応じ、各階平面図等の情報に変更が生じる可能性が十分に考えられるから、条例第7条第2号アには該当せず、また、なお開発事業者の正当な利益を保護する必要がある情報であるから、同条第3号アに該当する。

イ 本件対象文書の各図面には、本件共同住宅の各部分の構造、配置、寸法等外観の形状等が記載されている部分があるところ、これらの情報は、共同住宅の建築に関する設計者の技術的ノウハウ等の秘密が含まれている蓋然性があり、これを開示することは本件共同住宅の開発事業者等の正当な利益を害するおそれがある。

ウ 本件対象文書のうちの一部図面において道路上に記載された数値が黒塗りにされているが、当該数値は本件共同住宅等の各部分の寸法であり、図面を作成するに当たり道路上に記載されたものにすぎないことはその記載の態様から明らかであり、処分庁は道路の寸法を非開示にしていない。

## 理 由

### 1 不開示部分の記載理由について

(1) 最高裁判所判決昭和60年1月22日民集39巻1号1頁は、理由提示の意義につき、処分庁の判断の慎重と公正妥当を担保し、その恣意を抑制するとともに、申請拒否の理由を申請者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨に出たものと判示している。このような趣旨からは、不開示の処分を行う場合、根拠規定に加え、少なくとも当該行政文書中のどのような情報をどのような理由で不開示としたのか、原則として付記する必要がある。

(2) これを本件部分開示決定についてみると、確かに、表題の「公文書の開示をしない部分」の記載にもかかわらず、当該別紙(3)本件各図面の全体が非開示とされている。しかし、他の当該別紙(1)(2)(4)(5)及び(6)の記載をみれば、全て不開示にした情報が記載されており、ここに「各階平面図、立面図及び断面図」と記載されていれば、図面全体が不開示にされたものと認識することは可能であり、特定が不十分として違法であるとまでは認められない。

(3) また、当該別紙(4)の「各図面に記載される寸法」について、当該別紙の記載及び開示された文書をみれば、ここでいう図面が具体的にどの図面を指しているのか認識することはなお可能であると認められることから、特定が不十分として違法であるとまでは認められない。

ただし、請求人において、過去に何度も条例に基づき整備条例の規定による文書の開示を受けてきていることから、本件処分により請求人に交付された公文書の写しを見れば、本件処分がいかなる公文書を対象としているか及び本件不開示情報がそれぞれどの不開示情報(条例第7条第2号又は第3号に掲げる情報)に該当するか判別することが可能であると処分庁が主張していることについては、法は、何人に対しても等しく開示請求権を認めるものであり、開示請求者が誰であるかによって、不開示部分の特定の程度が緩やかであってもよいということにはならない。本件通知書においても、違法とまでいえなくても、各図面について具体的な図面の名称が記載される方が、非開示部分の特定の観点から好ましいことは当然である。

(4) 当該別紙(6)の「防火水槽協議図」と「集会室」の記載については、設計者のノウハウが含まれているとの記載から、集会室の名称が、本件共同住宅の集会室の各部分の構造、配置、寸法等を示した図面であり、また、防火水槽協議図についても、防火水槽に関する図面であることは想像できるから、特定が不十分であるとして違法と評価すべきまでには至っていない。

しかし、防火水槽協議図に「協議」という名称が入っているために、その名称が、防火水槽の各部分の構造、配置、寸法等を示した図面のことをいっていると想像することは容易ではない。本件通知書には、本件処分の対象となる文書が、本件事業に係る整備条例に基づく事前協議制度に関する図書のうち、整備条例第23条に規定する届出に関する図書である旨が記載されており、開発事業者は当該届出の際に整備条例施行規則第10条第1項各号に掲げる図書を処分庁に提出してその開発事業の内容を明らかにすべきこととされているため、請求人において「防火水槽協議図」及び「集会室」との名称の文書がいかなる内容の文書であるかは容易に想像することがで

きると処分庁は主張する。しかし、整備条例施行規則の文言をみても、防火水槽協議図の具体的な名称は出てこないから、不開示の理由として、その文書の名称だけでなく、具体的な内容まで記載される方が、非開示部分の特定の観点から好ましいことは明らかである。

- (5) 本件通知書により、本件不開示情報以外の情報についても、黒塗りが及んで確認できない部分があった点については、上記のとおり、平成29年12月8日、処分庁が、当該部分を開示する決定を行い、その旨を公文書部分開示変更決定通知書（同日付け尼開指第3410号-6）により請求人に通知し、同日、本件対象文書のうち当該部分が含まれるものについて、写しを請求人に対して送付したと主張しており、請求人も、この処分庁の主張に対し反論書等を提出するなどして反論していないことから、この瑕疵は治癒されたものと考えられる。

## 2 不開示の適法性及び妥当性

- (1) 本件共同住宅は、工事完了予定日を平成△年△月△日とするものであり、本件開示請求時点においてははまだ建設中のものであるから、（たとえ将来において個人に分譲されることが予定されているとしても）同住宅に係る本件各図面を個人に関する情報に当たると見ることは相当でない。また、仮に本件各図面が「著作物」（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号）に当たるとしても、本件処分の時までに著作権者が「別段の意思表示」をしたとの事実は認められないから、著作物の公表に係る著作権者の同意が擬制され、公表権の侵害を觀念する余地もない（同法第18条第3項）。

他方、本件各図面は専門技術者を擁する法人によって作成されたものであり、当該法人のノウハウに係る事項が記載されていると認められるし、これが広く公開されると外部からの侵入が容易になる等、本件共同住宅の防犯上の弊害が予想されることから、その分譲を予定している開発事業者との関係でも、本件各図面は法人不利益情報に当たるといふべきである。

もっとも、不開示情報を含む公文書であっても、当該部分を「容易に区分して除くことができる」ときは「除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるとき」を除き、部分開示とすべきところ（条例第8条第1項）、処分庁は本件各図面の不開示とすべき部分以外の部分について、同項ただし書がいう「有意の情報」に当たらない旨主張する。しかしながら、公文書は開示が原則であることから、有意でない情報とは、それ自体としては無意味な文字や数字の羅列等、およそ当該部分を開示する意義に乏しいと客観的に認められる情報をいうと抑制的に解すべきところ、本件各図面の不開示とすべき部分以外の部分全てがこれに当たるとは認められない。また、そもそも、1階平面図の部分開示状況を見る限り、他の本件各図面についても、不開示とすべき部分を「容易に区分して除くことができる」といえる。

- (2) 「防火水槽協議図」「ゴミ置場詳細図」「集会室」について、法人のノウハウに係る図面として法人不利益情報に当たるとは、本件各図面と同様である。請求人は、これらは販促用に開示されるものが多いため個人や法人の権利利益を害するものではない旨主張するが、一般論を述べるにすぎず、本件共同住宅についてこれらの図面が現に公表されたとの事実は認められない。これらの付帯設備に係る図面が販促用に開示されることが多いということ自体疑問であるし、仮に公開されるとしても、それはなお前記各図面そのものではないと考えられ、請求人の主張は採用できない。

もっとも、これらの図面についても、開示するに有意な箇所がなお部分的に存在することは本件各図面と同様であり、部分開示とするのが相当である。

- (3) 本件対象文書のうち、一部図面において道路上に記載された数値が黒塗りにされている点については、処分庁が弁明書において当該数値は本件共同住宅等の各部分の寸法であり、図面を作成するに当たり道路上に記載されたものにすぎないこと、したがって処分庁は道路の寸法を非開示にしていないことが説明され、請求人から反論書等による反論もなかった。

### 3 結論

以上のとおり、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、本件審査請求には理由があることから、主文のとおり裁決する。

平成30年12月11日

審査庁 尼崎市長 稲村 和美

#### (教示)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、尼崎市を被告として、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、尼崎市を被告として（訴訟において尼崎市を代表する者は尼崎市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。